



平成26年4月1日

G-0329

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の
我が国における発効

1. 本1日、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）が我が国について発効し、条約の実施を担う中央当局が発足しました。
2. 国境を越えた人の往来が飛躍的に増え、国際結婚及び国際離婚が増加した現在、不法な子の連れ去りの問題に対処するための国際ルールであるハーグ条約は我が国にとっても極めて重要です。
3. 今後、中央当局としての業務を担う外務省として、条約を誠実に実施していきます。

（参考）

ハーグ条約の運用と領事業務との連携を強化するため、4月1日付けでハーグ条約室を総合外交政策局から領事局に移管し、同室が中央当局の業務を実施することとなる。

内容についてのお問い合わせ先

外務省 領事局 ハーグ条約室 柿原首席事務官（内線：5906番）

TEL: 03-5501-8000